

## 随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システムソフトウェア改修業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局の消防情報システム（以下「当該システム」という。）は、災害通報の受付から消防車両や救急車両の出場指令を行う火災救急指令機能に加え、日常業務や隔日勤務職員の勤務情報の管理、災害報告、災害統計の支援を行う支援情報管理機能など（以下「消防業務」という。）、当局独自の機能を備えたソフトウェアを構築している。

本業務は、現況に沿った消防業務を実施するにあたり、バージョンアップを施さなければならない、そのため当該システムに関するソフトウェア改修の必要性が生じたものである。

本業務は当該システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないようソフトウェア改修を行う必要がある。

上記業者は、当該システムを開発・納入した業者で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、当該システムの運用を停止することなく本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

# 随意契約理由書

1 案件名称  
救急資器材（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）点検業務委託

2 契約の相手方  
日本光電工業株式会社

3 随意契約理由

当該救急資器材（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）は、救急活動用として、傷病者の状態を正確に把握し、迅速かつ適切な処置を行う為に必要な高度救急救命処置用資器材であり、これらの資器材の故障は、傷病者の生命に重大な支障を及ぼす可能性があるため、常時各機器の性能維持に努め、その安全性を確保しなければならない。

当局保有の本製品は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署  
消防局救急部救急課（救急）  
電話：06-4393-6628

## 随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備（救助支援車積載）定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外で履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）